174

軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第七号に定める自動車のうち、次に掲げる自動車にあっては、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、平成三十年改正告示による改正前の細目告示第四十一条第一項第七号イの基準に適合するものであればよい。

一　平成三十年九月三十日（細目告示第四十一条第一項第七号の表ハに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、平成三十二年九月三十日）以前に製作された自動車

二　平成三十年十月一日から平成三十二年八月三十一日まで（中量貨物自動車等にあっては、平成三十一年十月一日から平成三十三年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げる自動車

イ　中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成三十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　中量貨物自動車等のうち、平成三十一年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ハ　中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成三十年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年九月二十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ニ　中量貨物自動車等のうち、平成三十一年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十一年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

三　平成三十二年八月三十一日（中量貨物自動車等にあっては平成三十三年八月三十一日）までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

175

軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、細目告示第四十一条第一項第八号及び第百十九条第一項第四号に定める自動車のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示第四十一条第一項第八号及び第百十九条第一項第四号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成三十年改正告示による改正前の細目告示第四十一条第一項第八号イ（細目告示第百十九条第一項第四号に掲げる自動車にあっては、平成三十年改正告示による改正前の第百十九条第一項第四号イ）の基準に適合するものであればよい。

一　平成三十年九月三十日（細目告示第四十一条第一項第八号の表ハ及び第百十九条第一項第四号の表ハに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、平成三十一年九月三十日）以前に製作された自動車

二　平成三十年十月一日から平成三十二年八月三十一日まで（中量貨物自動車等にあっては、平成三十一年十月一日から平成三十三年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げる自動車

イ　指定自動車等以外の自動車

ロ　国土交通大臣が定める自動車

三　平成三十二年八月三十一日（中量貨物自動車等にあっては平成三十三年八月三十一日）までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

176

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第十一号に定める自動車のうち、次に掲げる自動車にあっては、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、平成三十年改正告示による改正前の細目告示第四十一条第一項第十一号イの基準に適合するものであればよい。

一　平成三十年九月三十日（細目告示第四十一条第一項第十一号の表ハ及びニに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、平成三十一年九月三十日）以前に製作された自動車

二　平成三十年十月一日から平成三十二年八月三十一日まで（中量貨物自動車等にあっては、平成三十一年十月一日から平成三十三年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げる自動車

イ　中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成三十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　中量貨物自動車等のうち、平成三十一年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ハ　中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成三十年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年九月二十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ニ　中量貨物自動車等のうち、平成三十一年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十一年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

三　平成三十二年八月三十一日（中量貨物自動車等にあっては平成三十三年八月三十一日）までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

177

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、細目告示第四十一条第一項第十二号及び第百十九条第一項第六号に定める自動車のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示第四十一条第一項第十二号及び第百十九条第一項第六号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成三十年改正告示による改正前の細目告示第四十一条第一項第十二号イ（細目告示第百十九条第一項第六号に掲げる自動車にあっては、平成三十年改正告示による改正前の第百十九条第一項第六号イ）の基準に適合するものであればよい。

一　平成三十年九月三十日（細目告示第四十一条第一項第十二号の表ハ及びニ並びに第百十九条第一項第六号の表ハ及びニに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、平成三十一年九月三十日）以前に製作された自動車

二　平成三十年十月一日から平成三十二年八月三十一日まで（中量貨物自動車等にあっては、平成三十一年十月一日から平成三十三年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げる自動車

イ　指定自動車等以外の自動車

ロ　国土交通大臣が定める自動車

三　平成三十二年八月三十一日（中量貨物自動車等にあっては平成三十三年八月三十一日）までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの